中井町農業振興計画

中井町 令和元年 10 月

内容

はじめに	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第1章 中井町農業の現状と課題	3
1 中井町の概要	3
(1)位置・地勢・気象	3
(2) 人口	3
(3)農地の利用	4
2 農業の現状と課題	5
(1)担い手の状況	5
(2)農地の状況	8
(3)生産の状況	12
(4)流通・販売の状況	15
(5)農業体験	17
(6)中井町の農業に対する消費者ニーズ	17
3 農業を取り巻く環境の変化	18
(1)農地法の改正による株式会社等による農業参入の進展	18
(2)㈱農林漁業成長産業化支援機構の設立(6 次産業化への支援の充実)	18
(3)農地中間管理機構の設置による農地集積対策の強化	18
(4)農地法の改正による遊休農地対策の充実	18
(5)新規就農者の確保・育成に関する制度の改正	18
(6)都市農業振興基本法の制定	19
(7)農産物の輸入増加に向けた環境の変化	19
4 現状と課題の整理	20
第Ⅱ章 農業振興に向けた方向性と施策	21
1 強みを生かし、好機を勝ち取る	22
(1)就農者の受け入れ	22
(2)中井町の農業ファンの拡大	23
2 強みを生かし、脅威を機会に変える	24
(1)生産性の向上に向けた取組の実施	24
(2)農業団体のリーダーシップの発揮	25
3 機会を活かし、弱みを補う	26
(1)町内における農産物ニーズへの対応	26
(2)就農支援対策の充実	27

(3)補助労働力の確保	28
(4)農政の実施体制の充実	29
(5)農用地の選択と集中整備	30
4 弱みから予測されるシナリオから逃れる	31
(1)有害鳥獣対策の強化	31
5 計画の評価指標	32
第III章 資料編	33
1 農業者の意見(農業者ヒアリング結果)	33
2 用語集	35

※ 本文中の「注」については、用語集に説明を掲載しています。

はじめに

1 計画の趣旨

本町は、神奈川県の南西部に位置する面積約 20 km、人口約 9,500 人の緑豊かな町です。 起伏に富んだ大磯丘陵の一角にあり、北には丹沢山地、西には富士山を仰ぎ見ることができます。南側に望む相模湾の影響を直接受けることから、冬は暖かく夏は涼しい気候となっており、農業生産においては、温暖な自然環境を利用した少量多品目を特徴とする野菜や柑橘の生産が盛んに行われてきました。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は厳しく、全国的な傾向と同様に本町においても、総 農家戸数が減少するとともに、生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等が課題と なっています。

国は、平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、農業施策の基本方針等を示したほか、平成28年5月には「都市農業基本計画」が閣議決定され、農業生産以外の多面的機能を持つ都市農業が安定的に継続できる環境整備等を講じることが期待されています。

こうした中、本町においても、より時代に即した実行性ある計画の策定、取組をする必要があることから、農業者との意見交換や住民アンケート等から現状を明らかにし、今後の農業振興を計画的に推進していくための新たな指針として、中井町農業振興計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

中井町農業振興計画は、まちづくりの最上位計画である総合計画に基づく計画であると同時に、他の農業に関する計画の最上位に位置する計画です。本計画は、国、県及び農業関係機関の協力を得て推進します。

係機関の協力を得て推進します。 中井町第六次総合計画 一人ひとりが主役!魅力育む 里都まち♡なかい 【国】 中井町農業振興計画 食料・農業・ 農村基本計画 農業振興地域整備計画 【JA かながわ西湘】 【神奈川県】 地域農業 農業経営基盤強化の促進に 神奈川県都市農業 振興計画 推進条例 関する基本構想 かながわの農業 活性化指針 中井町人・農地プラン 県西地域活性化 プロジェクト

3 計画期間

本計画は、令和元年度から 10 年度までの 10 年間を計画の期間とし、前期 5 年間について具体的な事業の計画を示しています。計画期間の中間年度に当たる令和 5 年度に、PLAN (計画) DO (実行) CHECK (評価) ACTION (改善) の PDCA サイクルによる評価を中井町地域農業再生協議会で行い、改善と実行を図っていきます。

農業振興地域の整備に関する法律に基づき作成する農業振興地域整備計画は、本計画の 推進に向けた農用地の確保や整備計画を明らかにする5か年の計画として作成します。



PDCA サイクル

PLAN
[計画]

ACTION
[改善]

CHECK
[評価]

第 I 章 中井町農業の現状と課題

1 中井町の概要

(1)位置·地勢·気象

本町は、神奈川県の南西、足柄上郡の東端に位置し、東京都心部から約60kmに位置しています。町の面積は19.99kmで、東西5.9km、南北6.0kmに広がっており、町の北側は秦野市、東側は平塚市、南側は二宮町・小田原市、西側は大井町に接しています。

地形は、大磯丘陵に位置し起伏が多い土地柄であり、曽我山、渋沢丘陵、台山とその間の低地部を流れる中村川、藤沢川、葛川から構成されており、概して北西部は山地、南東部は緩傾斜地になっています。気象は、冬暖かく夏涼しい気候となっています。

町内に、東名高速道路の秦野中井インターチェンジがあり、<u>大消費地との交通アクセ</u> **<u>ス</u>が優れています。**

(2)人口

人口は平成27年時点で9,679人となっており、平成7年をピークに減少しています。 高齢化、出生率の低迷により、今後も人口の減少は続くと予測されています。 本町は、グリーンテクなかいにおける企業立地により、総人口に比べ昼間人口が多い ことが特徴です。

(人) 14.000 12,965 12,789 11.986 12,000 10,173 10.010 9,679 10,000 ■総人口 8.000 ■昼間人口 6.000 4,000 2.000 0 平成27年 平成17年 平成22年

中井町の人口推移

出典:国勢調査

(3)農地の利用

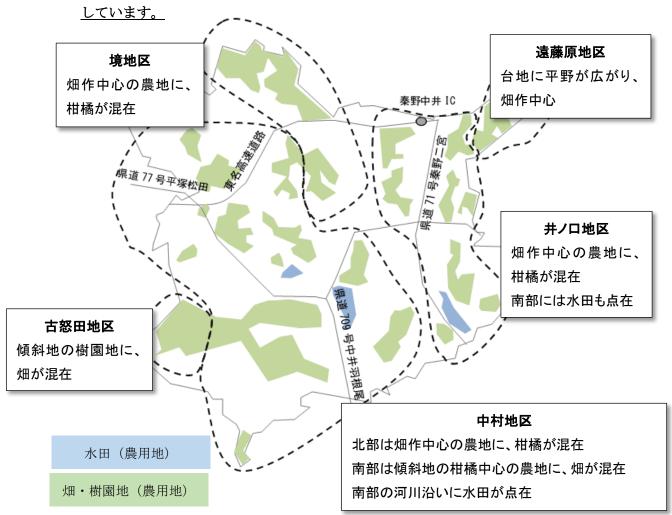
本町では、農業の振興を図るため、昭和 46 年 1 月に「農業振興地域の整備に関する とは、に基づき、市街化調整区域のうちゴルフ場を除いた 1,575ha の土地を農業振興地域に指定し、このうち 308ha を農用地区域に指定しました。農用地区域は、農地以外への転用が厳しく制限されています。

また、町の調査では、農用地区域以外の農地を含め町内の全農地の面積は 562ha とされており、全面積の約3割を占めています。

中井町の農地総土地面積1,999ha農業振興地域1,575ha農用地区域308ha

※上記以外の市街化区域内農地面積 18.2ha

農地は、町の西部を中心に傾斜地は柑橘が栽培され、台地の土地や集落近くの農地は主に畑となっています。台地の農地は、平坦で日当たりが良く、恵まれた生産条件を有

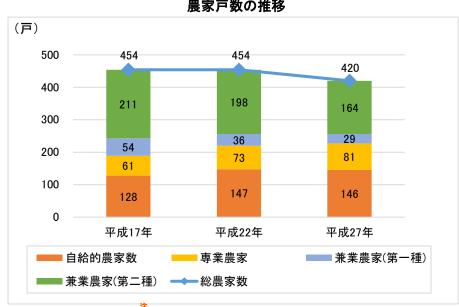


2 農業の現状と課題

(1) 担い手の状況

① 農家戸数

平成 27 年の総農家戸数は 420 戸で、そのうち販売農家(経営耕地面積が 30a 以上又 は農産物販売金額が50万円以上の農家)は274戸、自給的農家は146戸となっており、 総農家戸数は減少傾向にあります。



農家戸数の推移

出典:農林業センサス

② 農家率、販売農家率

本町の全世帯に占める農家世帯の割合、農家数に占める販売農家の割合は、県全体と 比べて高くなっています。

農家率

	中井町	神奈川県
全世帯	3,359	3,979,278
農家数(農家率)	420(12.5%)	24,552(0.62%)
販売農家数(販売農家率)	274(65.2%)	12,685 (51.7%)

※農家率=農家数÷全世帯、販売農家率=販売農家数÷農家数

※平成27年度国勢調査、農林業センサス

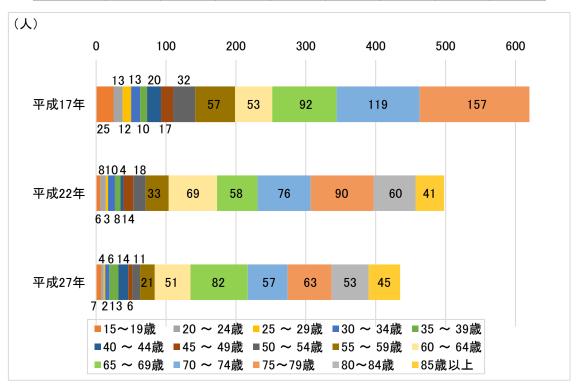
③ 農業労働力

平成 27 年の農業就業人口は 435 人で、平成 17 年の 620 人に比べて約 3 割減少しました。年齢別に見ると、平成 27 年では 80 歳以上の割合が 22%、また 60 歳以上の割合では 81%を占めています。 定年後の帰農は進んでいますが、農業就業者の高齢化と若年層の農業就業者の減少が進んだことで農業労働力が減少しています。

年齢別農業就業人口の推移(販売農家)

(単位:歳/人)

	計	15~19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49
平成17年	620	25	13	12	13	10	20	17
平成22年	498	6	8	3	10	8	4	14
平成27年	435	7	4	2	6	13	14	6
	50 ~ 54	55 ~ 59	60 ~ 64	65 ~ 69	70 ~ 74	75 ~ 79	80~84	85歳以上
平成17年	32	57	53	92	119	157	-	_
平成22年	18	33	69	58	76	90	60	41
平成27年	11	21	51	82	57	63	53	45



出典:農林業センサス(平成17年については75歳以上を一括算出)

④ 農業経営体数

農業経営体数は、平成17年以降減少しています。

経営耕地面積規模別に見ると、経営耕地面積が 1.5ha 未満の農業経営体が減少し、経営耕地面積が 1.5ha 以上の農業経営体は、減少していないことがわかります。

(経営体) 350 50 100 200 250 300 0 150 平成17年 23 93 87 147 平成22年 73 154 44 18 9<mark>6</mark> 平成27年 72 129 35 **21** 8 6 ■0.3ha未満 ■0.3~0.5ha ■0.5~1.0ha ■1.0~1.5ha ■1.5~2.0ha ■2.0~3.0ha ■3.0 ~5.0ha

経営耕地面積規模別経営体数 (農業経営体)

出典:農林業センサス

⑤ 新規就農の状況

ア 認定新規就農者

本町における近年の認定新規就農者数は、平成 26 年度 2 名、平成 27 年度 1 名、平成 28 年度 3 名、平成 29 年度 1 名となっており、継続して相談に対応しているなど、

認定新規就農者を積極的に受け入れており、定着も進んでいます。

また、認定新規就農者以外の新規就農者は2名、かながわ農業サポーターは5名となっています。

認定新規就農者数

(人)

	認定新規就農者
平成 26 年	2
平成 27 年	1
平成 28 年	3
平成 29 年	1
合計	7

出典:中井町資料

イ 新規就農者の受け入れ状況

新規就農者のヒアリングの結果、中井町への新規就農については、主に研修先からの紹介により中井町の情報を知り、就農に至っています。

就農の実現や就農後の経営の拡大に向けて、農地、住宅、作業場所の確保が課題となっています。

⑥ 認定農業者

注

本町の平成29年における認定農業者数は17名となっています。

認定農業者数

	酪農	露地 野菜	施設 野菜	肉牛	花き	温室 花き	温室 鉢物	茶	果樹
人数	6	2	2	2	1	1	1	1	1

出典:中井町資料

(2)農地の状況

① 経営耕地総面積

本町の平成27年の経営耕地総面積は261haで、減少傾向となっています。

地形は大磯丘陵に属し起伏が多いことから、全農地の 94%が畑地と樹園地となっており、水田は限られています。また、総農地面積 562ha に対する経営耕地面積は 46.4%に留まっています。

(ha) 294 287 300 23 261 ←合計 27 250 26 200 150 271 260 235 100 50

経営耕地総面積の推移

出典:農林業センサス

0

平成17年

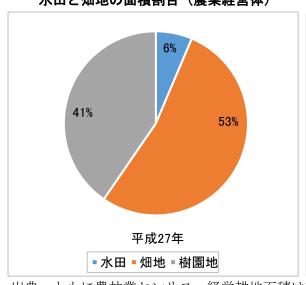
平成22年

■販売農家 ■自給的農家

平成27年

水田と畑地の面積割合(農業経営体)

総農地面積と経営耕地面積



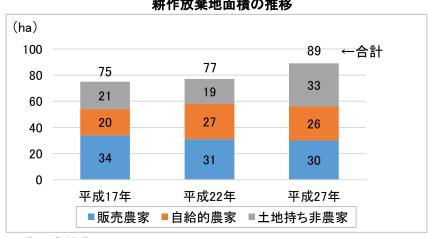


出典:ともに農林業センサス、経営耕地面積は総農家の経営耕地面積

② 耕作放棄地

本町の耕作放棄地は、緩傾斜地を主に年々増加傾向にあり、農林業センサスにおける 平成 27 年の耕作放棄地は 89ha となっています。農地所有者の世代交代により、土地 持ち非農家の耕作放棄地が増えています。また、販売農家の経営耕地をみると、畑が 125ha を占め、このうち 23ha は「何も作らなかった畑」であることから、今後も耕作 放棄地の拡大が懸念されます。

本町では、耕作放棄地を減らすため、耕作放棄地の解消を図り再活用する農業者、法 人等に対し、予算の範囲内で耕作放棄地の復元に要する経費の一部を補助する支援を 行っています。本事業を活用し耕作放棄地の解消と担い手の規模拡大に寄与している 状況もありますが、耕作放棄地の増加を防止するには至っていません。



耕作放棄地面積の推移

出典:農林業センサス

経営耕地の状況 (平成 27 年販売農家)

(単位:ha)

	田			畑(樹園地を除く)						
経営耕地 総面積	面積計	稲を 作った 田	稲以外の 作物だけ を作った 田	何も 作らな かった田	面積計	普通作物 を作った 畑	飼料用 作物 だけを 作った畑	牧草 専用地	何も 作らな かった畑	樹園地
225	15	13	1	1	125	90	12	_	23	96
235	100.0%	86.7%	6.7%	6.7%	100.0%	72.0%	9.6%	-	18.4%	100.0%

出典:農林業センサス

③ 有害鳥獣による農産物被害及び対策の状況

本町では、<u>近年急速に有害鳥獣による農産物の被害が拡大しています。</u>被害は緩傾斜地の畑作地帯、傾斜地の果樹中心地帯を中心に発生していますが、近年は人家周辺の農地においても被害が発生しつつあり、生産の減少と耕作放棄地の増加に多大な影響を与えていると考えられます。

この状況に対し、中井町猟友会による捕獲活動のほか、平成23年度から古怒田地区で地域の生産組合等の有志によるイノシシ等の捕獲活動の取組が開始されました。その後、松本、半分形、大久保、鴨沢・雑色、藤沢、井ノ口の6地区においても同様の活動が行われるようになりました。町では、わな等の無償貸出、捕獲報償金の交付、狩猟免許取得に係る経費補助など従事者への支援を行っています。

こうした取組により有害鳥獣の捕獲数は増えつつありますが、被害が減る方向には ありません。被害の減少に向け、有害鳥獣対策の強化や広域的な対策が必要とされてい ます。

有害鳥獣の捕獲状況

(単位:頭)

有害鳥獣の種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大型獣 (イノシシ、シカ)	15	20	38	47	61	97	100
小型獣 (ハクビシン、タヌキ、アライ グマ、アナグマ(H29 のみ))	10	0	1	2	27	40	46

出典:中井町資料

④ 担い手への利用集積状況

本町における平成 29 年度までの集積面積は、250a で耕地面積の 0.57% となっています。このうち認定農業者への集積は 219a で耕地面積の 0.50% となっています。

本町では農地の集積に向け、農作業委託に対する補助や農地集積に協力する農地の 出し手への支援を行っています。

耕作放棄地の拡大への対応や担い手の経営規模の拡大に向け、国は、農地の8割を担い手(認定農業者、認定就農者、法人化が見込まれる集落営農組織)に集中する方向を示しています。本町においても、耕作放棄地が拡大傾向にあるため、さらなる農地集積が求められます。

農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積面積(平成29年度まで)

耕地面積	集積面積	集積割合	認定農業者		認定農業者以外	
(a)	(a)	(%)	面積(a)	割合(%)	面積(a)	割合(%)
43,700	3,060	7.0	1,978	4.5	1,082	2.5

出典:中井町資料

(3) 生産の状況

① 農業産出額

本町の農業産出額は、約10億円と推計されています。内訳を見ると、<u>野菜、</u>果実、乳牛が豊富なことが分かります。

1経営体平均の産出額は、神奈川県に比べると低い額となっています。

	神奈川県	中井町
農業産出額	781 億円	10 億円
経営体数(27年度)	13,809	281
1 経営体平均産出額	427 万円	356 万円

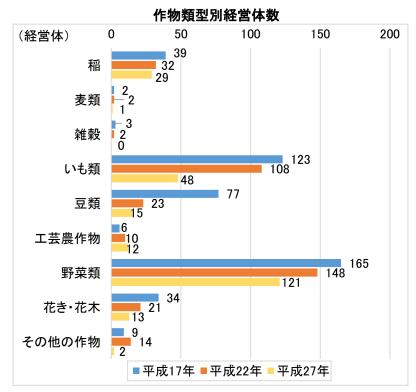
平成 26 年度農業産出額推計値



出典:農林水産省わがマチ・わがムラ

② 作物類型別経営体数

作物類型別経営体数は、工芸農作物とその他の作物以外の全ての類型において減少 しています。**家畜の飼養頭数についても、乳用牛、肉用牛ともに減少傾向が顕著となっ ています。**



出典:農林業センサス

販売を目的とした家畜の飼養状況

(単位:経営体、頭)

	乳用牛		肉用牛		
	飼養農家数頭		飼養農家数	頭数	
平成 17 年	24	696	6	156	
平成 22 年	13	401	5	39	
平成 27 年	^平 成 27 年 9		6	Х	

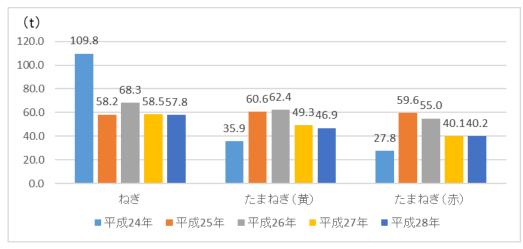
出典:農林業センサス、平成27年の肉用牛の頭数×は非公表

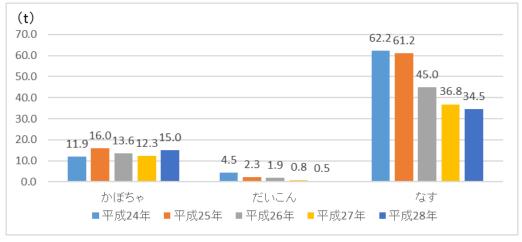
③ 野菜・果樹の出荷量の推移

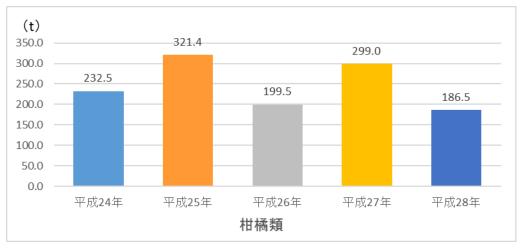
生産の状況は、ねぎ、たまねぎ、なす等のほか、少量多品目の野菜生産と柑橘類の生産が行われています。

過去 5 年間の推移を見ると、<u>野菜では多くの品目において出荷量が減少傾向にあります。</u>また、<u>柑橘類は表年と裏年を交互に繰り返しながら、全体的に出荷量が減少傾向</u>であることが伺えます。

販売を目的とする農産物の出荷量の推移





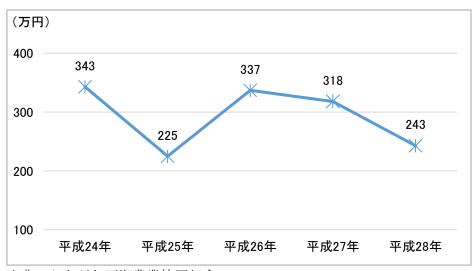


出典:かながわ西湘農業協同組合

④ 茶の生産振興に向けた取組の状況

本町では、耕作放棄地の解消と有効利用と新たな農産物による販売収入の確保を目的に、平成17年度から茶栽培の拡大に取り組んできました。平成23年度には、中井町茶業振興計画を作成し、栽培面積15haの産地形成を目指すため乗用摘採機の導入や苗、資機材の補助等の生産出荷体系の整備に取り組んできました。

しかしながら、東日本大震災による風評被害の影響等もあり、面積の拡大が進まず現在の栽培面積は 7ha となっています。**遠方の荒茶工場に加工委託しているため高品質**な生業を出荷できない状況にあることから、茶生産組合を中心に茶葉の鮮度を保持する新たな取組が行われています。



茶の販売金額の推移

出典:かながわ西湘農業協同組合

(4) 流通・販売の状況

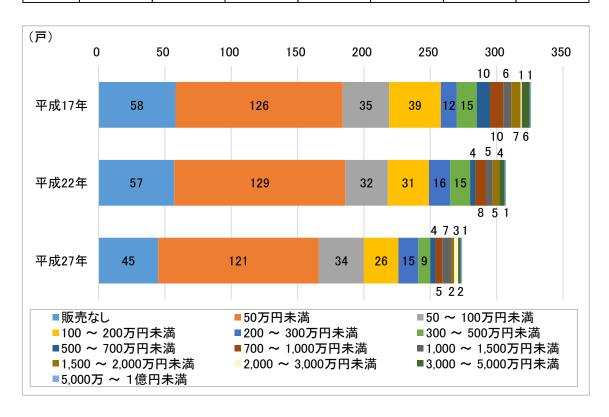
① 販売金額規模別農家数

販売金額規模別の農家数について平成17年以降の推移を見ると、多くの販売金額規 模階層で農家数が減少していますが、特に販売金額が500万円以上の農家は、減少率 が大きくなっています。

販売金額規模別農家数(販売農家)の推移

(単位:戸)

	販売なし	50万円未満	50~100 万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~500 万円未満	500~700 万円未満
平成17年	58	126	35	39	12	15	10
平成22年	57	129	32	31	16	15	4
平成27年	45	121	34	26	15	9	4
	700~1,000 万円未満	1,000~1,500 万円未満	1,500~2,000 万円未満	2,000~3,000 万円未満	3,000~5,000 万円未満	5,000~ 1億円未満	計
平成17年	10	6	7	1	6	1	326
平成22年	8	5	5	_	4	1	307
平成27年	5	7	2	3	2	1	274

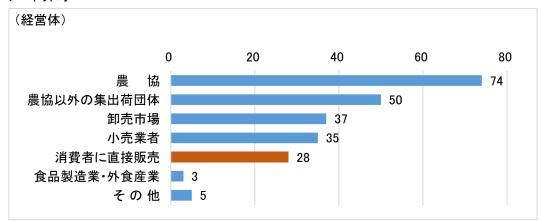


② 主な出荷先

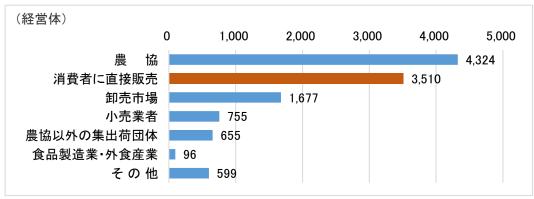
主な出荷先についてみると、農協が最も多く、次いで農協以外の集出荷団体となっています。本町では、中井町農産物直売所(里やま直売所)や庭先の直売所により、消費者への直売に取り組まれていますが、神奈川県全体と比べると、主な販路を「消費者への直売」とする農業者が少ないことがわかります。背景には、町内などの身近な場所に直売所が限られることや、労働力の不足等があると考えられます。

農産物販売金額1位の出荷先別経営体数(平成27年)

◆ 中井町



◆ 神奈川県



出典:農林業センサス

③ 共同販売の状況

かながわ西湘農業協同組合の中井営農経済センターでは、たまねぎ、なす、だいこん、 カボチャ等の共同販売を行っていますが、**農業者のヒアリングの結果、規格の統一や、 品質の高位平準化に向けた選果の徹底が課題となっています。**

④ 6次産業化・ブランド化に関する取組

本町では、平成28年度より町の農林資源等を原料とした商品の開発、ブランド化を

目的とした取組に対し、補助制度による支援を行っています。本制度により、数団体が 試作品の開発等に取り組み、里都まちなかいブランド「なかいの逸品、太鼓判!」認証 商品として認定され、ブランド化が推進されています。

(5)農業体験

本町では、町の主な産業である農業を広く紹介し、農業に対する理解や地産地消を推進することなどを目的に、年間を通じて一般の申込者と町内の小学生を対象に農業体験事業を実施しており、野菜、米、果樹の収穫などを体験する機会を提供し、消費者の好評を得ています。また、町内3か所に合計152区画の市民農園を開設しており、人気を集めています。

(6) 中井町の農業に対する消費者ニーズ

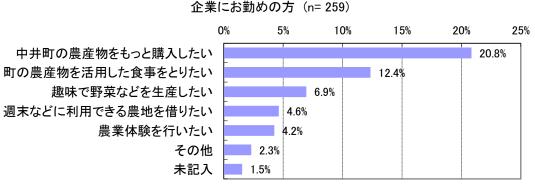
本町の農業に対しては、<u>農産物の購入を増やしたいとのニーズや市民農園、農業体験等に対するニーズが高くなっています。</u>また、<u>町内の企業で働く方からは、町の農産物を活用した食事に対するニーズがあります。</u>

今後の農業振興に向けては、こうした身近な消費者のニーズに応じていくことが必要です。

イベント来場者 (n= 174) 10% 20% Ω% 30% 40% 50% 60% 中井町の農産物をもつと購入したい 50.6% 趣味で野菜などを生産したい 27.6% 特段、考えはない 24.7% ボランティアで農業を手伝いたい 4.6% 賃金を得て農業を手伝いたい 1.1% 農地を借りて生産や販売に取り組みたい 0.6% その他 1.1% 未記入 1.1%

アンケート結果

※平成28年10月「皆様と中井町の農業の関わりに関するアンケート」



※平成28年10月実施「企業の皆様と中井町の農業の関わりに関するアンケート」

3 農業を取り巻く環境の変化

担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大などを背景に、農業に関する法律・制度は変革の時を迎えています。また、農産物の輸入に関する情勢も変わりつつあります。 新たな中井町の農業振興計画は、以下の情勢の変化を踏まえ、各種の施策を立案します。

(1) 農地法の改正による株式会社等による農業参入の進展

平成 21 年度の改正により、<u>他産業から農業への一般法人の参入が進展しています。</u> また、平成 25 年度の改正では、農地を所有できる法人(農地所有適格法人)の要件が 緩和され、農業関係者以外が構成員となることが可能になるなど、農業関係者以外の資 本や人的資源を農地所有適格法人の経営に取り込む改正が行われました。

(2) ㈱農林漁業成長産業化支援機構の設立(6次産業化への支援の充実)

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の成立に伴い、平成25年1月に㈱農林漁業成長産業化支援機構が設立されました。この結果、6次産業化にチャレンジする認定事業者に対し、㈱農林漁業成長産業化支援機構及び各県で設立したサブファンドにより、出資等による支援が行われています。

(3) 農地中間管理機構の設置による農地集積対策の強化

平成 25 年 2 月の農地中間管理事業の推進に関する法律の成立により、都道府県に一つ農地中間管理機構を設置することとなりました。神奈川県では、公益社団法人神奈川県農業公社が中間管理機構となり、農地の出し手から農地を借り、受け手に貸し付ける農地中間管理事業等に取り組んでいます。平成 28 年度までに本事業を活用して担い手に貸し付けた農地は、神奈川県で 33.2ha、本町で 3.7ha となっています。

(4)農地法の改正による遊休農地対策の充実

平成 25 年の農地法改正により、<u>耕作放棄地の発生防止と有効利用を目的とした対応が強化されました。</u>具体的には、耕作放棄地予備軍を対策の対象に含めるほか、農業委員会による遊休農地の所有者への農地中間管理機構への貸し出しの意志の確認、所在不明の耕作放棄地の農地中間管理機構による借り受け等が可能となりました。

(5) 新規就農者の確保・育成に関する制度の改正

従来、新規就農者の就農計画については、県が認定し「認定就農者」として各種の支援を行っていましたが、平成26年度の青年等就農計画制度の創設と農業経営基盤強化促進法への位置づけにより、市町村が青年等就農計画を認定(認定新規就農者)することとなりました。認定新規就農者になると、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付

金)による最長 5 年間の所得支援等、各種の経営支援を受けることができます。 農業 次世代人材投資資金による支援を受けるためには、市町村が定める人・農地プランに位 置づけられる必要があります。

農業次世代人材投資資金は、新規就農者の増大を目的に平成 24 年度に創設された給付金で、就農前の研修期間中(最長 2 年間)に対する支援も行われています。

-農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)-

準備型	就農に向けて、農業技術及び経営ノウハウ習得のための研修に専念する就農希望者を支援
経営開始型	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援

(6) 都市農業振興基本法の制定

都市農地に対する開発圧力が低下すると同時に都市農業の持つ役割に対する評価の 高まりを背景に、国は、平成27年4月に都市農業振興基本法を制定し、平成28年5月 には基本計画を策定しました。これにより市街化区域内の農地は、従来の「宅地化すべ きもの」から「あるべきもの」へと大きく転換されました。

今後は的確な土地利用計画制度や税制上の措置など国において具体的な施策の検討が進められ、神奈川県でも神奈川県都市農業推進条例に基づき「かながわ農業活性化指針」を策定しています。こうした中、都市農業が安定的に継続できる環境整備等を講じることが期待されています。

(7) 農産物の輸入増加に向けた環境の変化

米国やオーストラリア等の 12 か国の経済連携協定である TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) は、米国が離脱となりましたが、その後、包括的及び先進的な TPP (TPP11) として協議が進み、平成 30 年 12 月 30 日に発効に至りました。日本と EU の経済連携協定 (EPA) も平成 31 年 2 月 1 日に発効に至りました。

農産物の輸入増加に向けた環境が刻々と進展しており、関税の撤廃による輸入農産物の価格低下に備え、生産性の向上や安全・安心な農産物の生産・出荷に取り組むなど、競争力を高めることが日本の農業全体に求められています。

4 現状と課題の整理

ここまでの現状と課題から、事業戦略を立てる上で有効な手法である SWOT 分析のフレームを活用し、中井町の農業振興に向けた方向性を整理します。

現状と課題の整理

	プラスな点	マイナスな点
	強み <mark>S</mark> trength	弱み Weakness
	① 居住人口を上回る昼間人口(3)	① 居住人口(消費者)の少なさ(3)
	② 大消費地とのアクセスの良さ(3)	② 労働力の減少(6)
Ь	③ 恵まれた生産環境(4)	③ 土地持ち非農家への世代交代(9)
内部	④ 高い農家率、販売農家率(5)	④ 耕作放棄地の拡大(9)
	⑤ 新規就農者の増加・定着(7)	⑤ 生産・出荷量の減少(12,13)
	⑥ 野菜、酪農の豊富さ(12)	⑥ 茶の生葉出荷の品質保持が困難(14)
		⑦ 直売所が少ない(16)
		⑧ 共同販売の品質維持に課題がある(16)
	機会 ○ pportunities	脅威 Threat
	① 町の資源等を活用した商品・ブランド	① 有害鳥獣による農産物の被害の拡力
	開発の推進(16)	(10)
	② 町の農産物や農業との触れ合いを求	② 農産物の輸入増加に向けた環境の過
М	める住民と通勤者の存在(17)	展(19)
外 部	③ 農業参入志向の増加(認定新規就農	
	者、法人) (7、18)	
	④ 若年の新規就農者への支援の充実(18)	
	⑤ 農地集積に向けた環境整備の進展(18)	
	⑥ 耕作放棄地の発生防止と有効利用を	
	目的とした対策の充実(18)	
		※()は、関連する内容を記載

方向性の検討の視点

※()は、関連する内容を記載(下線を表記)してある頁です。

中井町の農業振興を図るために

担い手の増加・・・農業経営者と農業就業者の増加

農地の有効利用・・耕作放棄地の解消、農業生産の拡大

第Ⅱ章 農業振興に向けた方向性と施策

第 I 章の現状と課題を踏まえ、今後 10 年間の農業振興に向けて以下の施策を展開します。

~ 施策一覧 ~

1	S(強み)×O(機会)強みを生かし、好機を勝ち取る
	(1)就農者の受け入れ
	(2)中井町の農業ファンの拡大
2	S(強み)×T(脅威)強みを生かし、脅威を機会に変える
	(1)生産性の向上に向けた取組の実施
	(2)農業団体のリーダーシップの発揮
3	W(弱み)×O(機会)機会を活かし、弱みを補う
	(1)町内における農産物ニーズへの対応
	(2) 就農支援対策の充実
	(3)補助労働力の確保
	(4)農政の実施体制の充実
	(5)農用地の選択と集中整備
4	W(弱み)×T(脅威)弱みから予測されるシナリオから逃れる
	(1) 有害鳥獣対策の強化

1 強みを生かし、好機を勝ち取る

(1) 就農者の受け入れ

就農や定年帰農を志す人材を積極的に受け入れるため、中井町が新規就農や定年帰 農者を受け入れる町であることや受け入れ対象となる人材の条件、中井町の生産環境 や利便性等を発信し担い手の確保に結び付けます。

施策展開のイメージ

かながわ農業アカデミー



就農希望者を受け入れている旨の情報

中井町

▶ 町が求める人材と就農条件▶ 水はけのよい台地等の生産環境

集出荷と都市へのアクセスの利便性の高さ

園芸、田舎暮らし情報誌



研修生受け入れ農家



年度	予定する取組	主体
R1	◆ 町が提供する情報の整理、確定	町
R2	◆ 情報の提供先の検討、確定及びPR予算の確保	町
R3	◆ PR の実施	町
R4	◆ 事業効果検証(継続、改善、又は中止の判断)	町
R5	◆ 継続	

(2) 中井町の農業ファンの拡大

町の農産物の消費を拡大するため、農産物直売所等のPRを行うとともに、出荷者を対象とした農薬の使用に関する情報提供などの安全・安心な農産物の確保に向けた対応を推進します。

また、生産者や6次産業化に取り組む人材と連携し、町を巡るツアーを実施するなど消費者を継続的に町に呼び込み、里都まちなかいブランドや湘南レッド(玉ねぎ)・湘白大根といった地場産野菜をPRする方策を検討します。

施策展開のイメージ

ブランド農産物の PR





公園

農業体験、市民農園

企業に勤める方、都市の人



中井町





町中の庭先直売所

6771

四季折々の風景、自然、見どころ



町の内部に引き込み、 消費者を増やす

事業計画

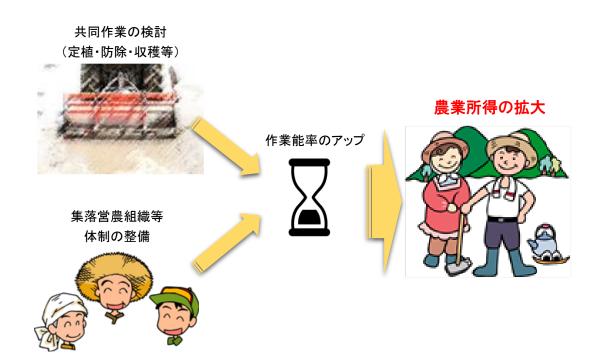
年度	予定する取組	主体
R1	◆ 町が提供する情報の整理、確定	町
R2	◆ 情報の提供方法の検討、確定、情報発信予算の確保	町
R3	◆ PR の実施、効果検証(継続、中止等の判断)	町
R4	◆ 継続的な誘致策の検討	町、民間
R5	◆ 継続的誘致の実施、効果検証(継続、中止等の判断)	町、民間

2 強みを生かし、脅威を機会に変える

(1) 生産性の向上に向けた取組の実施

労働力不足への対応として、既存農家を保護しつつ、集落営農組織の整備、共同利用 機械の導入、共同作業の実施など、生産性の向上に向けた取組を検証・実施します。

施策展開のイメージ



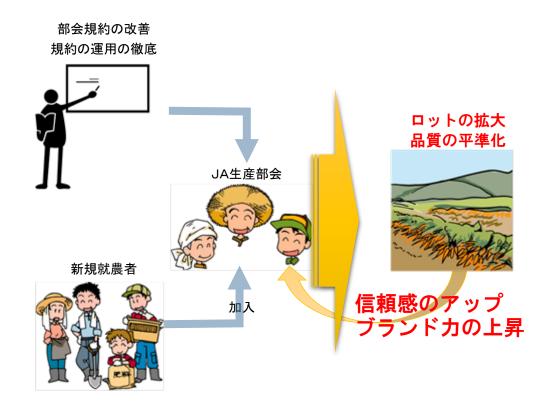
年度	予定する取組	主体
R1	◆ 体制整備の検討	町、農家
R2	◆ 共同作業の検討	町、農家
R3	◆ 共同作業の実施	町、農家
R4	◆ 継続	農家
R5	◆ 継続	農家

(2) 農業団体のリーダーシップの発揮

共同出荷における単価の安定を目的に選果・出荷基準を徹底し、供給先からの信頼が 得られるよう部会規約の改善・徹底等について農業者と検討を行い、農業団体に対し改 善・徹底を要請します。

また、新規就農者が販路の一つとして共同出荷に取り組めるよう、新規就農者の生産 部会への加入に向け、面談の場の確保や積極的な受け入れの実施について農業団体に 要請していきます。

施策展開のイメージ



年度	予定する取組		主体
R1	\$	規約改善、運用徹底の必要性の検討	町、部会農家
	\$	新規就農者の部会への加入について農業団体に要請	田丁
R2	\$	継続	
R3	\$	継続	
R4		継続	
R5	\$	継続	

3 機会を活かし、弱みを補う

(1) 町内における農産物ニーズへの対応

地産地消の推進に向け、生産者に身近な町内における農産物の販売を拡大することを目的に、県道秦野二宮線など町内の企業に勤める方や、町外の消費者ニーズを取り込める場所に農産物直売所を確保することなどを検討します。

また、直売所等を活用し、町内外に PR を行います。

施策展開のイメージ



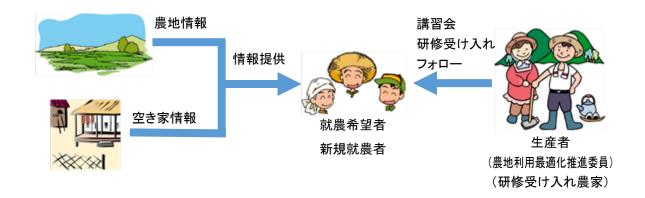
年度	予定する取組		主体	
R1	\$	情報収集	町	
R2	\$	直売所マップの整備、公表及び町内企業への情報提供	町、JA、生産者	
R3	\$	直売の確保方策の検討、予算化の検討	町	
R4	\$	事業全般の効果検証(継続、中止の判断)	町	
R5	\$	継続		

(2) 就農支援対策の充実

新規就農者や定年帰農者が円滑に就農し経営を開始できるよう、耕作放棄地の解消を含め就農に向けた支援策を充実します。

施策展開のイメージ

1	農地情報のストックと公開	・貸し出し可能な農地情報の収集と公開
2	空き家情報のストックと公開	・空き家情報の収集と公開
3	定年帰農者向け園芸講座の実施	・園芸の開始に向けた基礎的技術の習得支援
4	計画 24 のフェロー	・就農後の農地の利用状況の確認、新規就農者
	就農後のフォロー	への情報提供等のフォロー



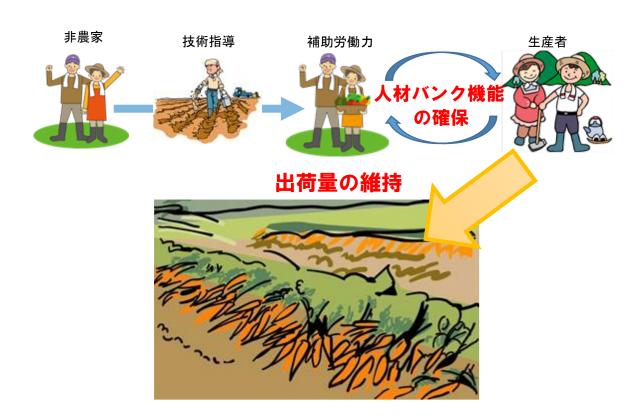
年度		予定する取組	主体
R1	\$	農地、空き家情報のストック、情報提供(農地中間	町
		管理機構、中井町)	
R2		◆ 農地、空き家情報の公開 町	
R3	\$	◆ 園芸講座実施内容の検討、実施体制の整備	
	\$	定年帰農者向け施策の検討	町
R4	R4 ◆ 園芸講座の実施 町		町、生産者
	\$	定年帰農者向け施策の実施	町、農協
R5	\$	◆ 事業全般の効果検証(継続、中止の判断) 町、	

(3)補助労働力の確保

高齢化等による人手不足に対応し、農業経営者における補助労働力の調達支援を目的に、農業人材バンク機能の整備について、農業関係機関等とともに検討を行います。

施策展開のイメージ

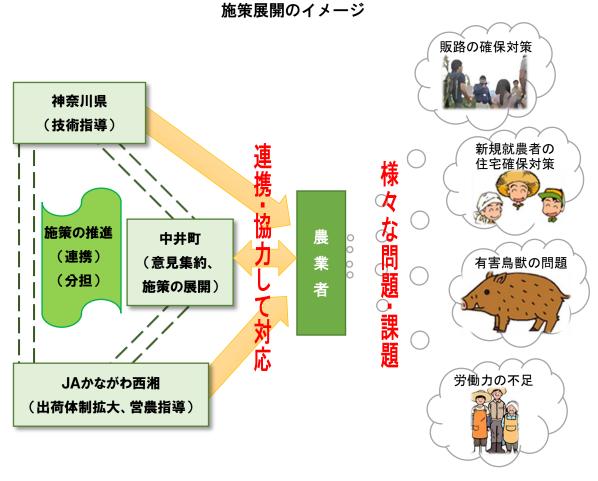
1	補助労働力の内容の明確化	・品目、時期、収穫、選果、洗浄、袋詰め等の内容
2	人材の確保、育成	・人材の確保、育成指導
3	受発注方法の検討	・農業者からの発注、日程調整等



年度	予定する取組	主体
R1	◆ 補助労働力の内容の明確化	町、農家
R2	2 ◆ 人材の確保、育成及び人材バンク機能の確保策の検討	
R3	◆ 人材の募集、育成	町、関係機関
R4	R4 ◇ 人材バンク機能の整備、稼働	
R5	◆ 人材バンク事業の継続	町、関係機関

4) 農政の実施体制の充実

農業振興に関する各種施策の推進において、JA 等の関係機関と連携・分担を行うことにより、農政の実施体制の充実を図ります。



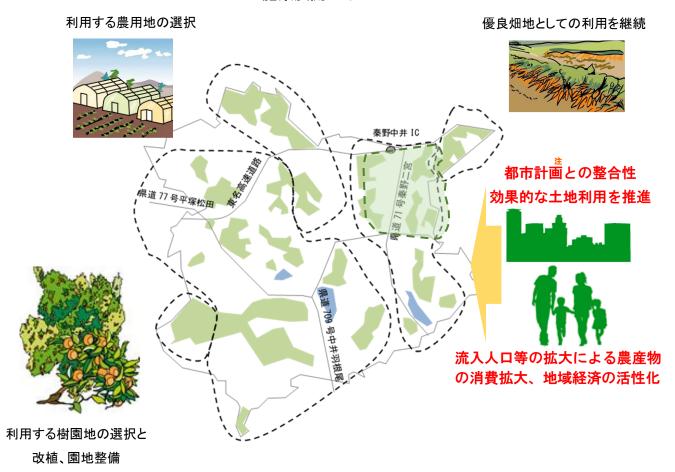
年度			予定する取組	主体
	R1	\$	関係機関との連携・分担方法の検討	町、JA 等
	R2	\$	連携・分担のための体制の確立	町、JA等
	R3	\$	継続	
	R4	\$	継続	
	R5	\$	継続	

(5) 農振農用地の選択と集中整備

高齢化や担い手不足により荒廃した農地が増える中、農振農用地としての利用を継続する農地を選択し、農地を確保していきます。

また、秦野中井 I C 周辺は、地域経済活性化を目的とした土地区画整理事業の手法による産業系土地利用と農振農用地範囲は土地改良事業(ほ場整備)による大規模ほ場、道路拡幅、排水路等を施工し、生産性の高い農地整備を併せて検討します。

施策展開のイメージ



年度	予定する取組	主体
R1	◆ 基礎調査に係る事前調整	町
R2	◆ 農業振興地域整備計画基礎調査の実施 町	
R3	◆ 農業振興地域整備計画案の作成、県との協議 町	
R4	◆ 農業振興地域整備計画の施行 町	
R5 ♦ 継続 町		町

4 弱みから予測されるシナリオから逃れる

(1) 有害鳥獣対策の強化

被害の拡大が深刻となっている有害鳥獣への対策強化を図るため、近隣市町の有害 鳥獣対策関係者と協議し各種施策を実施します。

また、新たに狩猟免許(わな猟免許)を取得した町内の有害鳥獣の駆除に従事できる 農業者に対して取得経費の一部補助、わな等の無償貸出など各種支援を行うとともに、 わな等の実技講習の機会を整備します。

施策展開のイメージ 秦野市 隣接市町との連携・有効な 対策を推進 下中井町 中井町 下宮町 下宮町

事業計画

わな等の技術講習

年度	予定する取組	主体
R1	♦ 隣接市町との協議、共同対策の検討・実施	町
	◆ 有害鳥獣駆除従事者への各種支援等の実施	
R2	◇ 継続	町
R3	◇ 継続	田丁
R4	◇ 継続	町
R5	◆ 継続	町

5 計画の評価指標

項目	関連施策	現状	目標値 令和5年度 (中間年)	把握 方法
認定新規 就農者数	1(1)就農者の受け入れ 2(2)農業団体のリーダーシップの発揮 3(2)就農支援対策の充実	7 名	10名	町資料
新規就農者数 (認 定 新 規 就 農者以外)	1(1)就農者の受け入れ 2(2)農業団体のリーダーシップの発揮 3(2)就農支援対策の充実	2名	5 名	町資料
認定農業者数	1(2)中井町の農業ファンの拡大 2(1)生産性の向上に向けた取組の実施 2(2)農業団体のリーダーシップの発揮 3(1)町内における農産物ニーズへの対応 3(3)補助労働力の確保 3(5)農用地の選択と集中整備 4(1)有害鳥獣対策の強化	17名	20 名	町資料
担い手への 農地集積面積	3(2)就農支援対策の充実 3(5)農用地の選択と集中整備	30ha	35ha	町資料
耕作放棄地面積	3(5)農用地の選択と集中整備 4(1)有害鳥獣対策の強化	33.1ha	30.0ha	農林業 センサス
町内における 農産物販売額	1(2)中井町の農業ファンの拡大3(1)町内における農産物ニーズへの対応	1億円 (推計)	1億5千万円	町内直売所 経営調査
農業生産額	1(2)中井町の農業ファンの拡大 2(1)生産性の向上に向けた取組の実施 2(2)農業団体のリーダーシップの発揮 3(1)町内における農産物ニーズへの対応 3(3)補助労働力の確保 3(5)農用地の選択と集中整備 4(1)有害鳥獣対策の強化	10 億円	12 億円	わがマチわ がムラ
わな猟免許取 得者 (生産組合 従事者)	4(1)有害鳥獣対策の強化	40名	45 名	町資料
里都まちなか いブランド認 証商品	1(2)中井町の農業ファンの拡大	11 品	15 品	町資料

※担い手への農地集積面積は、認定農業者、認定新規就農者に対する農地集積面積

第Ⅲ章 資料編

1 農業者の意見(農業者ヒアリング結果)

農業労働力	● 高齢化により、労働力不足が深刻である。家に高齢者がいると、出荷
について	調整作業をやってくれるが、亡くなってしまうとその労働が負担とな
	り、出荷を減らすしかない。
	● 援農ボランティアを育成し、活用できる仕組みがあるとよい。
新規就農に	● 研修先で、中井町のことを聞き、役場に相談をしたところ、農地や家
ついて	など親身に対応してくれたことから、中井町に就農することになっ
	た。
	● 町に縁もゆかりもないため、就農に向けては、住宅、農地の確保、地
	域の農家との人脈形成が課題となる。農地、家については、情報のス
	トックがあるとよい。
	● 町内には、農地中間管理機構が把握していない農地で活用されていな
	い農地も多い。より条件の良い農地を確保できれば、経営が安定する。
	● 出荷調整を行う作業場所を確保できないことが就農後の問題となっ
	た。
	● 農地は借りることができたが、利用権を設定しておらず、不安なので
	多めに農地を借りている。利用権を設定したいが、借主の立場が強い
	との誤解がある。
	新規就農者を生産部会に入れたいが、実現しなかった。
	● 将来的には研修生を受け入れ、規模拡大を図りたい。
耕作放棄地	● 周囲には数年で引退しそうな農家が相当数あり、農地の維持が難しい
について	と考えられる。
	● 農家の後継者も定年退職した後に農業に取り組む人と、農地を荒らす
	又は管理だけの人に分かれる。ある程度の農業経験や、JA、農家との
	つながりがないと帰農できないのではないかと不安になる。
有害鳥獣に	● 生産をあきらめている畑があるが、わなを仕掛け、被害を防止し、生
よる農産物	産を再開できないだろうか。
被害につい	収穫間際のサツマイモが全滅となったことがある。また、鳥獣の足跡
て	がついていることは、日常茶飯事である。
	新たに鳥獣対策に取り組む松本、半分形地区では、わなの仕掛け方の
	ノウハウが不足している。
	地区単位に鳥獣対策に取り組んでいるが、鳥獣は、地域を超えてやっ
	てくる状況だ。
	- 1 - 1 1 1 2 1 - 2

ついて

- 生産・出荷に 秦野市のじばさんずのように、様々な農産物等を販売できる直売所が 必要である。中井町は、消費者となる住民が少ないため、外部の消費 者を取り込むことが必要だ。
 - 外部の消費者を取り込める可能性はあるが、畜産では牛舎が消費者の 訪れやすい環境ではないといった問題がある。
 - なす、たまねぎ、だいこん、カボチャ等は共同販売であるが、個人が 選果しており、品質の悪いものが混入される場合がある。こうなると、 販売先の信頼を無くし、全ての生産者の価格が低下する。
 - 茶の導入時の計画では、町内の摘採面積を 15ha 以上に拡大し、町内 に荒茶工場を整備する予定であったが、風評被害で面積拡大が進ま ず、遠方の荒茶工場に出荷している。物流の過程で発酵が進んでしま い、単価が低くなってしまう

2 用語集

ページ数	用語	意味
1	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農
		業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべ
		き 方針を定めたものであり、情勢変化等を踏
		まえ、概ね5年ごとに変更することとされてい
		る。現行の計画は平成27年3月31日に閣議決
		定されたもの。
1	都市農業基本計画	都市農業振興基本法(平成 27 年法律第 14 号)
		に基づき、都市農業の振興に関する施策につい
		ての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府
		が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について
		定める計画。
1	都市農業	市街化地及びその周辺で営まれる農業。
1	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四
		年法律第五十八号)に基づき、農業振興地域内
		において、今後10年以上にわたり農業上の利
		用を確保すべき土地の区域(農用地区域)とそ
		の用途区分を定めた農用地利用計画、農業生産
		基盤や近代化施設の整備計画などについて定め
		る基本計画。
1	農業経営基盤強化の促進に	農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第
	関する基本構想	六十五号) に基づき市町村が定めることができ
		るもので、将来の農業のあるべき姿について、
		効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確化
		し、今後の農政を行う上での町の基本的な取組
		方針と推進体制、重点的な取組項目を定める基
		本構想。
1	人・農地プラン	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決する
		ための「未来の設計図」。集落・地域において
		徹底的な話合いを行ったうえで、地域の人と農
		地の現状や今後の地域の中心となる経営体(中
		心経営体)、将来の農地利用の在り方などにつ
		いて定めている。
3	昼間人口	従業地・通学地による人口。夜間人口-流出人

		口+流入人口。
4	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化
		を抑制する区域として、都市計画法第7条第3
		項に基づいて計画決定された区域。
4	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に
		基づいて都道府県知事が定める、自然的、経済
		的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の
		振興を図ることが相当であると認められる地
		域。
5	農家	経営耕地面積が 10 a 以上又は調査期日前 1 年
		間における農産物販売金額が 15 万円以上の世
		帯をいう。(農林業センサスの定義)
5	販売農家	経営耕地面積が30a以上、または、農産物販
		売金額が50万円以上の農家。(農林業センサス
		の定義)
5	経営耕地	農業経営体が経営している耕地をいい、自ら所
		有し耕作している耕地(自作地)と、他から借
		りて耕作している耕地(借入耕地)を合計した
		もの。(農林業センサスの定義)
5	自給的農家	経営耕地面積が30a未満、かつ、農産物販売
		金額が50万円未満の農家。(農林業センサスの
		定義)
5	農林業センサス	農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、き
		め細かな農林行政を推進するために、5年ごと
		に農林業を営んでいるすべての農家、林家や法
		人を対象に農林水産省が実施する調査。
6	農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のう
		ち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事し
		た者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事し
		た者のうち、自営農業が主の者をいう。(農林
		業センサスの定義)
7	農業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林
		業作業を行い、生産又は作業に係る面積・ 頭数
		が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う
		者をいう。
		・ 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業

		・農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼
		養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規
		模が次の農林業経営体の外形基準以上の農
		業
_	and the last the life the	農作業の受託の事業
7	認定新規就農者 	市町村が青年等就農計画を認定した新規就農
		者。就農直後5年以内の所得を確保する資金の
		交付などの各種の支援措置を受けることができ
		る。
7	認定新規就農者以外の新規	市町村の農業委員会で農地を取得・賃借する許
	就農者	可を得て、新規就農した者。
7	神奈川農業サポーター	平成 19 年度から始まった神奈川県独自の制
		度。農業における、担い手の高齢化や後継者不
		足、耕作放棄地といった課題を解消するため
		に、市民農園規模以上に耕作をしたいという意
		欲と一定の農業技術を持つ方に対し、販売を視
		野に入れた本格的な農業に取り組んでいただく
		施策として実施。この制度は主に中高年の方々
		を対象としていて、参入面積を 1,000 から
		3,000 平方メートルとしている。
7	農事組合法人	農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に
		基づき農業生産について協業を図ることによ
		り、共同の利益を増進することを目的として設
		立された法人をいう。(農林業センサスの定
		義)
8	認定農業者	市町村が農業経営改善計画を認定した農業者。
		中核農家として各種の支援措置を受けることが
		できる。
9	土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a
		以上所有している世帯をいう。(農林業センサ
		スの定義)
9	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を
		作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付
		け (栽培) する意思のない土地をいう。(農林
		業センサスの定義)
11	集積面積	農地利用の効率化を進めるため、農業振興地域
	J	

		内で農地利用を再編成し規模拡大を目指すもの
		で、農業委員会と連携して、地域農業の担い手
		の中心となる認定農業者等に農地を集積させた
		面積。
11	集落営農	集落等一定の地域を単位とし、農業生産過程の
		全部又は一部について共同で取り組む組織。
12	農業算出額	農業産出額とは、市区町村別の品目毎の年間生
		産数量に品目ごとの農家庭先販売価格を乗じた
		もの。
18	農地所有適格法人	農地を所有できる法人の呼称。平成28年4月
		1日に農地法が一部改正され、「農業生産法
		人」から「農地所有適格法人」に名称変更。
18	(株)農林漁業成長産業化	農林漁業者が農林水産物の付加価値を高めて消
	支援機構	費者に届けていく取組(地産地消や 6 次産業
		化) を出資等の手法により支援するために、国
		と民間の共同出資によって設立された機構。
18	サブファンド	地域の金融機関等と㈱農林漁業成長産業化支援
		機構が出資し、6次産業化に取組む事業者への
		出資、経営支援を行う投資事業有限責任組合。
18	農地中間管理機構	平成 26 年度に全都道府県に設置された「信頼
		できる農地の中間的受け皿」。神奈川県では担
		い手への農地の集積・集約化を進めるため、平
		成26年7月1日に、神奈川県知事が公益社団
		法人神奈川県農業公社を農地中間管理機構に指
		定し、農地中間管理機構が農地中間管理事業を
		実施している。
22	かながわ農業アカデミー	神奈川県海老名市にある県立の農業者研修教育
		施設。農業の担い手育成機関として、知識や技
		術の習得支援、就農支援を行う。
30	都市計画	都市計画法第7条第4項の規定に基づき市街化
		区域及び市街化調整区域(線引き)見直しの際
		に定められるもので、中井町では、昭和45年
		の当初設定以来、おおむね5年ごとに見直しが
		行われ、その都度、新しい整備、開発及び保全
		の方針を定めている。